

社会福祉法人大任町社会福祉協議会
非常勤役職員等費用弁償規程

平成 2年 5月 1日制定
大任町社協規程第8号
改正 平成8年3月29日規程第8号
改正 令和4年3月18日規程第8号

(目的)

第1条 社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため出席する本会役員及び職員、並びに役員以外の者（以下「役職員等」という。）で非常勤の者（委託業務の役職員等を含む。）に費用の弁償として別表のとおり勤務日数に応じてこれを支給する。

ただし、大任町の町長、副町長及び会計管理者又は一般職員が役職員等を兼ねる場合は、これを支給しないものとする。

(旅費等)

第2条 役職員等（受託業務の役職員等を含む。）が本会のために旅行したときは、その旅行について大任町社会福祉協議会旅費規程により、費用弁償として旅費を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別 表

区 分	費用弁償の額
役 員	日額 3,600 円
評 議 員	日額 3,600 円
生活福祉資金調査委員	日額 3,800 円
心配ごと相談員	日額 1,500 円
評議員選任解任委員	日額 3,600 円